

平成19年度

エコアクション21審査人試験

筆記試験（二次試験）試験問題

1 選択式問題

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものの番号を1つ選び、
の中に解答を記入して下さい。

(1) 環境問題・環境対策関係（40問・40解答 合計40点）

問1 「環境基本法」に規定されている環境基本計画に関する説明として「正しくないもの」
を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
2. 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
3. 環境大臣は、公害の防止に関する施策に係る基本方針について、環境基本計画を基本として策定しなければならない。
4. 環境大臣は、環境基本計画について閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5. 環境大臣は、環境基本計画を定めるに当たっては、国民等の意見を反映できるように必要な措置を講じなければならない。

問2 「環境基本法」における地方公共団体の施策に関する説明として「正しいもの」を次の
選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施するために、地域環境基本計画を策定するものとする。
2. 地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を

図りつつ実施するものとする。

3. 地方公共団体は、区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全を図るために、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適切に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。
4. 地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
5. 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関して基本的な事項を審議させるために、学識経験者等で構成する審議会を設置することができる。

問3 「環境基本法」における地球環境保全等に関する国際協力に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力について、専門的な知見を有する者の育成を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
2. 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るために、国内の調査及び試験研究の体制の整備に努めるものとする。
3. 国は、地球環境保全等に関する国際協力について、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
4. 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。
5. 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

問4 . 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . IPCCは、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織である。
- 2 . IPCCは、三つの作業部会及び温室効果ガス目録に関するタスクフォースにより構成される。
- 3 . これまで、IPCCが発表してきた評価報告書は、世界の専門家や政府の査読を受けて作成されたもので、「気候変動に関する国際連合枠組条約」をはじめとする、地球温暖化に対する国際的な取り組みに政治的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしてきた。
- 4 . 2007年5月に開催された第26回 IPCC 全体会合において、IPCC 第4次評価報告書の各作業部会報告書についての受諾は採択された。
- 5 . わが国は、省庁連携による IPCC 国内連絡会を組織し活動支援を行ってきた。わが国の多くの研究者の論文が数多く同報告書に引用されたほか、多くの研究者が執筆者として原稿を執筆した。

問5 . 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」第4次評価報告書第1作業部会報告書に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」を選べ。

- 1 . 報告書は、「気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定」と記述している。
- 2 . 報告書は、「過去100年に、世界平均気温が長期的に0.74度 (1906~2005年) 上昇。最近50年間の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍」と記述している。
- 3 . 報告書は、「現在の二酸化炭素及びメタンの大気中濃度は過去65万年間の自然変動の範囲をはるかに超えている」と記述している。
- 4 . 報告書は、「二酸化炭素の濃度は工業化 (産業革命) 以前の約715ppb (パーツパービリオン) から2005年には1774ppb (パーツパービリオン) に増加」と記述している。
- 5 . 報告書は、「温室効果ガスの増加は、化石燃料の使用、農業及び土地利用の変化といった人間活動による排出が主な要因」と記述している。

問6．オゾン層破壊物質及び温室効果ガスに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）は、いわゆるフロン的一种で、CFCの代替物質として使用される。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の削減規制対象物質である。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。
- 2．HFC（ハイドロフルオロカーボン）は、いわゆる代替フロン的一种で、CFC、HCFCの代替物質として使用される。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。
- 3．PFC（パーフルオロカーボン）は、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。
- 4．SF₆（六フッ化硫黄）は、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。
- 5．CFC（クロロフルオロカーボン）は、いわゆるフロン的一种で、冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制対象物質である。また、強力な温室効果ガスである。

問7．「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられたが、この特定排出者に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に規定する第一種及び第二種エネルギー管理指定工場の設置者は、特定排出者に該当する。
- 2．省エネルギー法に規定する特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定荷主は、特定排出者に該当する。
- 3．常用従業員数が21名以上、かつ、エネルギー起源以外からの温室効果ガスの種類ごとの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン/年以上の事業者は、特定排出者に該当する。
- 4．特定排出者は、毎年度、事業所ごとに、排出した温室効果ガス算定排出量に関し、事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、特定排出者から、省エネルギー法の規定による報告があったときは、本法の規定による報告とみなされる。
- 5．特定排出者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表しなければならない。

問 8 .「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 特定輸送事業者とは、保有車両がトラック 300 台以上、鉄道 500 両以上の事業者である。
- 2 . 第 1 種エネルギー管理指定工場とは、エネルギー使用量が年間 5,000 k l 以上の工場である。
- 3 . 特定荷主とは、年間輸送量が 2,000 万トンキロ以上の事業者である。
- 4 . 特定建築物とは、延べ床面積が 2,000m² 以上の住宅を含む建築物である。
- 5 . 第 2 種エネルギー管理指定工場とは、エネルギー使用量が年間 2,500 k l 以上の工場である。

問 9 .「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)」に関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意し、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。
- 2 . 第 1 種エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者の選任義務、中長期計画の提出義務があるとともに、エネルギー使用状況等の定期報告をしなければならない。
- 3 . 第 2 種エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理員の選任義務があるとともに、エネルギー使用状況等の定期報告をしなければならない。
- 4 . 特定輸送事業者は、中長期計画の提出義務があるとともに、エネルギー使用状況等の定期報告をしなければならない。
- 5 . 特定建築物について、新・増築、大規模修繕・改修を行う者(特定建築主等)は、中長期計画の提出義務があるとともに、エネルギー使用状況等の定期報告をしなければならない。

問 1 0 .「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(2007 年 10 月 1 日施行、改正フロン回収・破壊法)」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 第 1 種特定製品廃棄等実施者は、自ら、フロン類を第 1 種フロン類回収業者に引き渡すときは、書面(回収依頼書)を交付し、3 年間保存しなければならない。
- 2 . 第 1 種特定製品廃棄等実施者は、フロン類の第 1 種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する契約を締結したときは、委託確認書を交付し、3 年間保存しなければならない。

3. 第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類回収業者から引取証明書の交付又は引渡受託者から引取証明書の写しの送付を受けたときは、3年間保存しなければならない。
4. 第1種特定製品を整備しようとする者は、フロン類の回収が必要なときは、知事に登録された第1種フロン類回収業者に委託しなければならない。
5. 何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出しないよう努めなければならない。

問11. オゾン層破壊物質に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. モントリオール議定書は、フロン類について、国際的に協力してオゾン層の保護及び地球温暖化防止を図るための国際条約である。
2. 特定フロン等の段階的生産・輸入廃止は、「オゾン層保護法」に規定されている。
3. 製品からのフロン類の回収は、「フロン回収・破壊法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」に規定されている。
4. 地球温暖化防止については、フロン類を「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「フロン回収・破壊法」において取り上げている。
5. カーエアコンに使用されているフロン類の回収及び破壊については、自動車リサイクル法の定めるところによる。

問12. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の廃棄物の定義に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 「廃棄物」とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
2. 容器に封入されたフロンや二酸化炭素などの気体については、廃棄物として処理することができる。
3. 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
4. 「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
5. 「産業廃棄物」には、政令で定めるところの「輸入された廃棄物」並びに「本邦に出国する者が携帯する廃棄物」も含まれる。

問 1 3 . 「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」 における産業廃棄物管理票(マニフェスト) に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . マニフェストは、どんなに少量であっても産業廃棄物を他人に委託するときに交付しなければならない。
- 2 . マニフェストは、一般廃棄物では交付しなくてよいが、特別管理一般廃棄物については交付しなければならない。
- 3 . マニフェストの保管義務は、運搬の終了報告、処分の終了報告、最終処分の終了報告に対して課せられている。
- 4 . マニフェストには 5 年間の保管義務があるが、電子マニフェストを利用していれば 5 年間の保管義務はない。
- 5 . 排出事業者は、マニフェストの交付状況について、毎年 6 月 30 日までに所管の地方公共団体に対して報告を行わなければならない。

問 1 4 . 環境省は、産業廃棄物の処理過程において、有害特性等の廃棄物情報を排出事業者から処理業者に提供するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定したが、このガイドラインに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . このガイドラインは、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故や有害物質の混入等の課題に対応するために作られた。
- 2 . このガイドラインでは、情報提供の様式例として「廃棄物データシート(W D S)」と呼ばれる様式を示している。
- 3 . ガイドラインで示される様式には、含有化学物質の C A S 番号が必須項目となっている。
- 4 . このガイドラインに関連して、平成 18 年 3 月 10 日公布の廃棄物処理法施行規則改正では、委託契約の締結時には、廃棄物情報に変更がある場合の情報提供の方法について、排出事業者と処理業者間であらかじめ決めておかなければならない、とされた。
- 5 . このガイドラインは、特別管理産業廃棄物だけではなく全ての産業廃棄物を対象としている。

問 1 5 . アスベスト(石綿) に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . アスベストは、天然に産する鉱物繊維のことで、蛇紋石族のクリソタイル(白石綿)

と角閃石族のクロシドライト（青石綿）やアモサイト（茶石綿）などがある。

- 2 . アスベスト廃棄物は、「飛散性アスベスト」と「非飛散性アスベスト」により、処理の方法が別に定められている。
- 3 . アスベストは、耐熱性、耐薬品製等の優れた性質をもっているが、作業従事者がアスベストを吸い込むことによりじん肺、肺がん、中皮腫等を引き起す可能性のある有害物質である。
- 4 . 排出事業者は非飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストの「産業廃棄物の種類」欄の余白に「非飛散性アスベスト」と記載することとなっている。
- 5 . 飛散性アスベストについては、廃石綿等として特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行う必要があり、将来発生する問題を回避するために、梱包や固化をせずに、直接埋立処分を必ずしなければならない。

問 16 . 個別物品の特性に応じたりサイクル法が制定、施行されているが、これらのリサイクル関係法律に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 自動車リサイクル法では、使用者がリサイクル料金を預託し、関連事業者が使用済み自動車を引取り、フロンの破壊を行い、製造事業者等によるエアバック・シュレッダーダストの再資源化等を行う。
- 2 . 建設リサイクル法では、工事の受注者が建築物の分別解体等、建築廃材等の再資源化等を行う。
- 3 . 食品リサイクル法では、食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等の再生利用等を行う。
- 4 . 家電リサイクル法では、生産者がリサイクル費用を負担し、廃家電を小売店等が消費者より引取り、製造業者等による再商品化を行う。
- 5 . 容器包装リサイクル法では、区市町村が容器包装の分別収集を行い、容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化を行う。

問17．電子マニフェスト制度の仕組みと運用に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．排出事業者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引渡した日から3日以内に、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)にマニフェスト情報を、システムを利用して登録する。
- 2．収集運搬業者は、運搬終了後7日以内に、情報処理センターに運搬終了日等を、システムを利用して報告する。
- 3．中間処理業者は、処理終了後7日以内に、情報処理センターに処理終了日等を、システムを利用して報告し、情報処理センターは排出事業者に処理終了を通知する。
- 4．最終処分業者は、処理終了後2週間以内に、情報処理センターに処理終了日等を、システムを利用して報告し、情報処理センターは中間処理業者と排出事業者に処分終了を通知する。
- 5．情報処理センターは、マニフェスト情報を3年間保存する。

問18．排出事業者が、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物を保管する場合の保管基準の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．屋外において産業廃棄物を、容器を用いずに保管する際には、構造耐力上、安全な強度を持った構造の壁で囲った場合には、その囲いの高さまで産業廃棄物を積上げることができる。
- 2．保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発生しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3．産業廃棄物を保管する場所には、場所、種類、管理者等の必要事項を記載した掲示板を設けなければならない。
- 4．掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上でなければならない。
- 5．保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければならない。

問19．排出事業者と収集・運搬業者又は処分業者で締結する契約書の記載事項及び保管期間の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．契約書には、委託する産業廃棄物の種類及び数量を記載しなければならない。
- 2．契約書には、委託契約の有効期限を記載しなければならない。

3. 契約書には、委託者が受託者に支払う料金を記載しなければならない。
4. 契約書には、受託者が許可業者の場合、その事業の範囲を記載しなければならない。
5. 排出事業者は、その契約の終了日から委託契約書及びそれに添付される書面を3年間保存しなければならない。

問20 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律の対象となる食品関連事業者とは、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う事業者と、食堂、ホテル等の飲食店業その他食事の提供を行う事業者であり、社員食堂、学校給食等は対象外である。
2. この法律では、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の方が、減量よりも優先順位が高く設定されている。
3. 対象となる食品廃棄物には、動植物性残さだけでなく、流通段階での売れ残り、消費（外食）段階での調理くずや食べ残りが含まれる。
4. この法律では、事業場外に排出される食品廃棄物の量ではなく、事業場内で発生する食品廃棄物の量を規準として、数値目標が定められている。
5. 数値目標は、事業者全体で達成されているだけでなく、当該事業者の各事業場ごとに達成することが必要である。

問21 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 評価基準のうち「情報公開性」については、申請の際直前3年以上にわたり、掲載項目の全ての情報がインターネットに公開されていることが必要である。
2. 評価基準のうち「遵法性」については、指定法律の規定による不利益処分を受けたその日から3年を経過しない者に該当せず、申請の際直前3年以上にわたり許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていることが必要である。
3. 評価基準のうち「環境保全への取組」については、ISO14001規格、環境省のエコアクション21ガイドライン及びこれと相互認証された規格等の認証登録が必要である。
4. 評価基準に適合していると確認された業者は、更新許可等の際に提出する申請書類の全てを省略することができる。
5. 評価基準に適合していると確認された業者は、評価基準に適合している旨を都道府県知事に登録・公表される。

問 2 2 . 有害物質の規制又は管理に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . RoHS 指令に基づき、2006 年 7 月 1 日以降は、EU 加盟国内において、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルの 6 物質の含まれた電子・電気機器を上市することはできなくなった。
- 2 . GHS とは、危険物質(Hazardous Substances)をグローバルな協力体制の下で規制・削減しようとするプロジェクトのことをいう。
- 3 . REACH は、欧州連合における環境対策の為の法律で、生産者・輸入者は、生産品・輸入品の全化学物質(1トン/年以上)の、人類・地球環境への影響についての調査と欧州化学庁への申請・登録を義務付けられている。
- 4 . POPs とは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性(人の健康・生態系)を持つ物質のことを指し、POPs による地球規模の汚染が懸念され、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)が 2004 年 5 月に発効している。
- 5 . 2002 年のヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020 年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すこととされた。SAICM は、そのための行動の一つとして、2005 年末までに取りまとめることとされ、2006 年 2 月、国際化学物質管理会議(ICCMI)において採択された戦略アプローチである。

問 2 3 . 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . この法律では、指定化学物質取扱事業者について規定しており、政令で定められた業種以外は対象外となる。
- 2 . リオ宣言第 10 原則をベースに OECD の勧告に基づき制定されたものであり、環境汚染物質の排出量等の情報公開を専ら目的としている。
- 3 . この法律では、化学物質とは元素及び化合物をいうが、放射性物質は除かれている。
- 4 . この法律では、届出対象化学物質を「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の 2 種に分けて政令で定めている。
- 5 . 指定化学物質の指定基準には、「人の健康を損なうおそれ」だけでなく「動植物の生育若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの」であることも含まれている。

問 2 4 . 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律が規制しようとしている化学物質は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがあるだけでなく、「動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある」という基準が 2003 年改正で追加された。
2. 改正化審法では、対象物質(第 2 条 定義)のカテゴリは、第 1 種特定化学物質(第 2 項)、第 2 種特定化学物質(第 3 項)、第 1 種監視化学物質(第 4 項)、第 2 種監視化学物質(第 5 項)、第 3 種監視化学物質(第 6 項)、新規化学物質(第 4 項)の 6 通りに変更された。
3. この法律においていう「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物のすべてである。
4. 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、必要事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならないが、試験研究のためや試薬のためなどの例外措置も規定されている。
5. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、届出があったときは、その届出を受理した日から 3 ヶ月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が法 4 条の各号の規定のいずれに該当するかを判定し、その結果を、その届出をした者に通知しなければならない。

問 25 「消防法」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

1. 危険物を別表で、第 1 類～第 6 類に分類している。
2. 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街など、政令で定めるものの管理について、防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならないことを規定している。
3. 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、量の如何を問わず、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
4. 製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備、および、そこでの危険物の貯蔵又は取扱についての技術上の基準が要求されており、政令で定められている。
5. 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、法 13 条の規定により危険物保安監督者を定めたとき、及びこれを解任したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

問 2 6 .「土壤汚染対策法」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . この法律で扱う有害物質はすべての化学物質ではなく、鉛、砒素、トリクロロエチレンなどの特定有害物質で、政令で定めるものをいう。
- 2 . 特定有害物質の汚染による人の健康に関わる被害の防止だけでなく、「動植物の生息若しくは生育に支障」を防止する措置も含まれる。
- 3 . この法律で土地の調査が義務付けられている有害物質使用特定施設は、原則は使用が廃止された施設のみである。
- 4 . 都道府県知事は、使用中の有害物質使用特定施設であっても、政令で定める基準に該当する土地と認めるときは、政令の定めにより調査及び結果の報告を命ずることができる。
- 5 . 汚染の除去の命令を受けた土地の所有者等は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる。

問 2 7 . ディーゼル機関やガスタービン機関におけるばい煙低減対策に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . NOx 対策は排煙脱硝装置により低減が可能である。
- 2 . SOx 対策について排煙脱硫装置により低減が可能である。
- 3 . 燃料の変更は、SOx 対策、NOx 対策両方に効果が期待できる。
- 4 . 燃焼方法改善により、SOx、NOx 両方に改善効果が期待できる。
- 5 . ばいじんは、集じん装置の活用により低減が図ることが可能である。

問 2 8 . 汚水処理技術に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 活性汚泥法は、好気性微生物群集を確保し、絶えずばっ気しながら有機物・無機物を分解する。
- 2 . 嫌気性処理は、嫌気性微生物により、有機物が最終的にメタン、炭酸ガスに分解する。
- 3 . 生物膜法は、生活排水の処理などに良く使われ、活性汚泥法に比べ小型で低コストの水処理である。
- 4 . 合併処理浄化槽は、水洗便所からのし尿だけでなく、台所、風呂場・洗面所などの雑排水をもあわせて処理できる。

- 5 . pH 調整装置は、酸性やアルカリ性の排水を中和し、また排水中の重金属類を除去する場合に使われる場合が多い。

問 2 9 . 「騒音に関する環境基準」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境基準における地域の類型「B」を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域である。
- 2 . 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う。
- 3 . 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
- 4 . 環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されない。
- 5 . 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則としている。

問 3 0 . 「大気汚染防止法」における VOC に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . VOC は、比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によって光化学オキシダントや SPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与していると考えられている。
- 2 . 規制の対象となる VOC 排出施設は、化学製品の製造の用に供する乾燥施設、吹付塗装施設、接着の用に供する乾燥施設、オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設などである。
- 3 . VOC 排出者は、当該VOC排出施設に係るVOC濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。測定の回数は、年2回以上である。
- 4 . VOC 排出施設に係る各種の違反については、ばい煙規制違反と同様に排出基準違反に対する罰則が科せられる。
- 5 . VOC 排出施設を設置し、又は構造等を変更する場合は、都道府県知事への届出が義務付けられており、添付する書類は、ばい煙発生施設の届出に係る添付書類と同様の趣旨のものである。

問3 1 .「下水道法」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 特定事業者の要件は、水質汚濁法に定められた特定事業者の要件と同じである。
- 2 . 測定記録の保管については、水質汚濁防止法とは異なり、5年間の保管義務がある。
- 3 . 油分の流出など環境事故は発生させた場合は、都道府県知事に通報しなければならない。
- 4 . 排出基準は、水質汚濁防止法の基準より、幾分緩和されている項目がある。
- 5 . 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

問3 2 .平成 17 年 5 月に交付された改正「浄化槽法」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 浄化槽法で定められた新設の浄化槽には水質基準が定められている。
- 2 . 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止した時は、60日以内に都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 . 都道府県知事は、浄化槽管理者が検査を遵守していないときは、期限を定めて勧告、命令を行うことができる。
- 4 . 浄化槽管理者は、毎年1回、浄化槽の保守点検及び清掃をしなければならない。
- 5 . 全ばっ気方式の浄化槽の浄化槽管理責任者は、おおむね6ヶ月ごとに1回、清掃をしなければならない。

問3 3 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(自動車NOx・PM法)」に関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . NOx や PM の車種規制は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県の大気汚染の厳しい対策地域に適用される。
- 2 . 規制対象自動車は、普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、マイクロバス、ディーゼル乗用車、特殊自動車など、施行令で規定されたもので、排出基準に適合していない車を対策地域内で新規登録することはできない。
- 3 . 特定事業者は、対象車両を30台以上の自動車を有し、対策地域の同一都府県に使用の本拠地を有している者である。

- 4 . 特定事業者は、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のため、自動車使用管理計画を作成し、都府県知事に提出しなければならない。
- 5 . 一般事業者及び自動車運送業者の「事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置に関する事業者の判断基準」において、新規に購入する車両における低公害車の割合を5%以上とすることが盛り込まれている。

問34 . 2006年10月に発表された「スターン・レビュー(スターン報告)」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 報告書作成の責任者、ニコラス・スターン博士は元世界銀行のチーフエコノミストであり、同報告書は、伝統的なマクロ経済モデルを使って温暖化の経済的な影響を予測した世界初の報告書である。
- 2 . スターン報告の作成を委託したのは、英国財務省であり、環境省ではない。
- 3 . スターン報告では、温暖化防止に係る行動を起こさない場合は、毎年、世界の総GDPの少なくとも10%、最大40%に相当する被害が発生すると予測している。
- 4 . 温暖化対策として、温室効果ガスの濃度を450~550ppmで安定化させるためには、その排出量を2050年までに少なくとも25%削減し、将来的には80%以上削減する必要があるとしている。
- 5 . 温室効果ガスの濃度を500~550ppmで安定化させるためには、年間GDPの1%程度のコストが必要となるとしている。

問35 . 環境省が策定した「環境報告書ガイドライン(2003年版)」は、2007年に改訂され、名称も「環境報告ガイドライン」に変更された。改定されたガイドラインに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 2007年版の改定の主要なポイントの一つに「金融のグリーン化の促進(環境に配慮した投融資の促進)」がある。
- 2 . 国際的な環境報告のガイドラインである、GRI ガイドラインにおいては、ステークホルダーの視点が重視されているが、改定されたガイドラインでは、報告書が想定する読者として特に、従業員、消費者、株主の3つのステークホルダーを重要なステークホルダーとして限定している。
- 3 . 報告書の信頼性確保の手段の例として、ガイドラインでは、双方向コミュニケーション手法の組み込み、第三者による意見、第三者による審査、NGO・NPOとの連携があげられている。
- 4 . 改定ガイドラインで提示された、環境報告における基礎的事項には、経営責任者の緒言と、事業活動のマテリアルバランスが含まれる。
- 5 . 「環境パフォーマンス指標ガイドライン2002年度版」における環境パフォーマンスの考え方や算定方法は、改訂ガイドラインに統合された。

問36 . 温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない程度で大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目指す社会を何とというか。「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 自然共生社会
- 2 . 低炭素社会
- 3 . 循環型社会
- 4 . 脱温暖化社会
- 5 . 持続可能な社会

問37 . 将来のあるべき社会の姿を想定し、そこから現在を振り返り、目標とする姿に到達するために、今後必要となる行動を考え実施する方法を何とというか。「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . フォアキャストिंग
- 2 . フルキャストिंग
- 3 . バックキャストिंग

4．フロントキャストイング

5．サイドキャストイング

問38．レッドデータブックでは、絶滅危惧種を分類しているが、危惧種ⅠA類の定義に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．ごく近い将来絶滅の危険性の高い種
- 2．絶滅の危険が増大している種
- 3．絶滅の危険性は小さいが、生息条件の変化により絶滅危惧に移行する可能性がある種
- 4．飼育・栽培下でのみ存続している種

問39．カーボン・オフセットに関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．個人や企業がオフセット目的で支払った費用が実際の削減に繋がっていないのはいか、お金さえ出せば削減努力をしなくてもいいのか等の問題点が指摘されている。
- 2．我が国では、野外音楽イベントや信託銀行本店ビルでの取組があり、日本郵政公社の年賀はがきにおいても計画されている。
- 3．カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO₂についてその排出量を見積り、排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資すること等により、排出されるCO₂を埋め合わせるという考え方である。
- 4．イギリスにおけるブリティッシュエアウェイズの航空機利用に対するカーボン・オフセットや、アメリカのテラパスによる自動車・航空機利用、家屋建築、結婚式などにかかるものなどが代表例である。
- 5．市場において、オフセットに用いられる排出削減量は、必ず第三者の検証、又は評価を受けなければならないことが、国際カーボン・オフセット取引協会により規定されている。

問40 .生物多様性に関する説明について「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 .「ミレニアム生態系評価」は、国連の主唱により2001年から2005年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組である。
- 2 .「新・生物多様性国家戦略」(平成14年策定)では、関係省庁連絡会議において毎年実施状況を点検しており、平成18年度には、第4回目の点検を行い、点検の結果を中央環境審議会に報告した。
- 3 .「ミレニアム生態系評価」では、生態系サービスを、供給サービス、調整サービス、文化的サービス、産業生産サービス及び基盤サービスの5つに分類し、生物多様性の意義について紹介している。
- 4 .「ミレニアム生態系評価」では、生態系サービスの最近数十年間の供給傾向の評価が行われたが、特に海洋での漁獲量の低下は深刻で、多くの海域において近代的漁業が導入される以前と比較して、10分の1にまで落ち込んでいるとされている。
- 5 .大規模な化学肥料の生産や農作物の栽培、燃料の燃焼等により、生態系に大量の固定窒素が蓄積されており、「ミレニアム生態系評価」によれば、こうして生態系の中に過剰に蓄積された窒素が生物多様性に重大な影響を与える危険性が指摘されている。

(2) エコアクション21関係(30問・30解答 合計30点)

「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版(環境省)」を、以下「ガイドライン」という。

問41. エコアクション21認証・登録制度に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. ISO14001の認証を受けている組織は、環境マネジメントシステムが構築されているので、エコアクション21の認証・登録を受ける際にはこの部分の審査が免除される。
2. エコアクション21認証・登録制度は、環境省が設定した「ガイドライン」に従って審査が実施される、環境法規制遵守の状況を確認するための制度である。
3. 「環境への負荷の自己チェック」、「環境への取組の自己チェック」、「環境経営システムの確立・運用・維持」、「環境活動レポートの作成」が1つでも実施されていない場合は、エコアクション21の認証・登録は受けられない。
4. 「ガイドライン」は、環境マネジメントシステムのより一層の普及を図るため、中小企業でも取り組み易いようにISO14001の要求事項を少なくし、その簡易版として策定されたものである。
5. エコアクション21で認証・登録されることは、「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に適合していることを示している。

問42. エコアクション21の認証・登録の手続きに関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. エコアクション21の審査は、財団法人地球環境戦略研究機関に申請して認定を受けた審査登録機関が実施する。
2. エコアクション21の審査・登録の有効期間は3年であり、1年、2年目は維持審査、3年に1度は更新審査が実施される。
3. エコアクション21における環境マネジメントシステムの構築等にあたり、受審事業者は、自ら審査人に指名した担当審査人によるコンサルティングを受けることができる。
4. エコアクション21の認証・登録は、環境省の認定を受けた地域事務局が行い、財団法人地球環境戦略研究機関にその結果を通知する。
5. 審査にあたって事業者は、認定・登録された名簿から選んで審査人を指名するが、地域事務局又は中央事務局に、その紹介・斡旋を依頼することもできる。

問43．エコアクション21審査人に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．認定された審査人は、年に1度以上は審査を実施するとともに、所定の資格更新講習を認定・登録期間内に1回以上受講し、これを修了しなければならない。
- 2．審査人に登録すれば、事前に準備さえすれば、どのような分野の業種の事業者の審査を行ってもよい。
- 3．審査人は、審査機関又は地域事務局に所属する。
- 4．審査人は、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、受審事業者に対して、必要な指導・助言を行うことができる。
- 5．審査人は、登録審査を担当した事業者の、その後の中間審査及び更新審査を継続して担当することができるが、その後の3年間は当該事業者の審査を担当することができない。

問44．エコアクション21の地域事務局に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．地域事務局は、受審事業者からの審査の申込を受け付けること、審査人より審査報告書の送付を受け付けること、判定委員会を開催し認証・登録の可否を判定することなどの業務を行う。
- 2．地域事務局は、エコアクション21の普及促進を図るとともに、地域の審査人の能力向上を図るため必要な取組を行う。
- 3．地域事務局は、自らが所在する都道府県外の事業者からの審査の申込を受け付けてもよい。
- 4．地域事務局は、公益法人、特定非営利活動法人又は中間法人で、地域の地方公共団体との協力関係があることが必要である。
- 5．地域事務局は、終了した審査について判定委員会を開催し、認証・登録の可否を決定して、認証・登録証を発行する。

問45．エコアクション21の「環境への取組の自己チェック」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．環境への取組の自己チェックリストは、「事業活動へのインプットに関する項目」、「事業活動からのアウトプットに関わる項目」及び「環境経営システムに関する項目」から構成されている。
- 2．環境への取組の自己チェックリストは、各項目について点数付けして評価し、改善項

目に反映することも可能である。

3. 環境への取組の自己チェックリストは、業種によって異なり、業種別マニュアルが作成されている業種の事業者は、当該マニュアルであげられている項目は全て評価しなければならない。
4. 評価の結果、取組んでいない項目、さらに取組が必要な項目等は、環境経営システムにおいて設定する環境目標として重点的に取り組むことが望ましい。
5. 廃棄物に関する取組としては、発生・排出の抑制、出荷・販売等に際しての梱包等への配慮、生産工程における取組、産業廃棄物等の適正処理等があげられている。

問46. エコアクション21の「ガイドライン」において「要求事項でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境方針を作成し、全ての従業員へ周知する。
2. 環境影響評価の手順を確立する。
3. 可能な限り数値化した環境目標を策定する。
4. 具体的な環境活動計画を策定する。
5. 必要な教育・訓練を実施する。

問47. エコアクション21の認証・登録手続きに関する説明として「正しくない」ものを次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 受審事業者は、送付された審査計画書に記載されている必要書類を審査人に送付し、書類審査を受審する。
2. 書類審査で「要改善」と判断される事項があった場合は、受審事業者は、現地審査までにその改善を行う。
3. 行政機関より、納入業者指名停止、営業停止処分等を受けている場合は、処分の解除まで現地審査を中止又は一時延期することがある。
4. 登録審査において不適合事項が発見された場合、受審事業者は、審査人の指導・助言に従い、不適合事項の是正のために必要な取組を行い、その結果を取りまとめた「指摘事項（不適合）是正報告書」を、担当の地域事務局に提出する。判定委員会は、その内容を審議し、認証・登録の可否を判定する。
5. 担当の地域事務局の判定委員会は、審査人より送付された審査報告書、環境活動レポート等により、認証・登録の可否を審議し、判定する。

問48 .「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」では、「エコアクション21現地審査チェックリスト」が準備されている。この使用方法について「適切ではないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 書類審査での指摘事項の改善状況を必ず確認して、該当箇所に結果を記入する。
- 2 . チェックリストの判断基準は、あくまで原則であり、担当する審査人は、受審事業者の業種、業態、規模及びこれまでの取組状況等を踏まえ、必要な改訂を行って使用する。
- 3 . 受審事業者に複数の部門・サイト・組織がある場合には、当該部門・サイト・組織ごとにチェックリストを作成し、これを用いて審査を行う。
- 4 . チェックリストは、「ガイドライン」の要求事項と推奨事項を全て網羅しており、それらに適合しないものは全て不適合(C判定)とする。
- 5 . 審査で用いたチェックリストは、審査報告書とともに、担当の地域事務局に提出する。

問49 . エコアクション21審査人は、自らがコンサルティングを実施した事業者の審査を担当することはできないが、そのコンサルティングに「該当しないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムの問題に関して、環境管理責任者からの相談を受けて対応すること。
- 2 . 受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムに関するマニュアル、ハンドブック、手順などの準備又は作成すること。
- 3 . 受審事業者の審査に備えて、環境への取組及び環境経営システムの構築と運用について、特定の助言をあたえること。
- 4 . 事業者が、「ガイドライン」の要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組ができるよう、集合形式の一般的な研修を行うこと。
- 5 . 受審事業者の内部監査を実施すること。

問50 . エコアクション21認証・登録制度における現地審査の最終的な判定区分において、「不適合に該当しないもの」を選択肢のうちから選べ。

- 1 . 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（水使用量）削減の目標及び計画が、正当な事由なく、環境活動レポートに記載されていない。
- 2 . エコアクション21を実施するための環境管理マニュアルが作成されていない。
- 3 . 環境関連法規の重大な違反がある。

- 4 . 環境目標の達成状況が確認されていない。
- 5 . 代表者（経営者）が見直しを行った結果としての指示が全く実施されていない。

問5 1 . エコアクション2 1 認証・登録制度において、複数組織・サイトの認証・登録にあたり、原則的に「認証・登録できないと考えられる場合」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 構成される各社の事務局により管理され、各社の代表者により評価と見直しが行われている複数の企業からなる事業組合又は協働組合の会員法人による一括した認証・登録。
- 2 . フランチャイズ契約をして運営している複数組織を一体として捉えた認証・登録。
- 3 . 販売子会社を各地域に有する製造会社の、製造会社及び販社を一体として捉えた認証・登録。
- 4 . 全体統括者の所属する法人の連結決算の対象組織(子会社等)を一括した認証・登録。
- 5 . 複数の会場で実施されており大会事務局が全体統括する期間限定の展示会、スポーツ大会、博覧会等の一時的なイベントの認証・登録。

問5 2 . 代表者(経営者)による見直しのあり方として「適切ではないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 見直しは、環境目標が達成できたか否かに焦点を絞り、そのパフォーマンスを評価する。
- 2 . 環境管理責任者に、見直しに必要な情報を集めさせる。
- 3 . 見直しは、少なくとも毎年1回以上実施し、その結果を記録する。
- 4 . 代表者(経営者)は、評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等の見直しの必要性を判断する。
- 5 . 見直し結果に基づく必要な是正や改善の指示を行う。

問53 . 中小事業者を審査するにあたって、エコアクション21の審査人が留意する点として「不適切と考えられること」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 中小事業者に過度な要求とならないようにする。
- 2 . 全ての要求事項に対して、「問題がありません。良く取り組んでいます。」というようにできるだけ安心感を与えるような審査をする。
- 3 . 中小事業者の特徴を捉えながら、中小事業者としての環境への取組の推進に資する改善事項を抽出し、指摘する。
- 4 . 経営システムの審査であるが、要求事項に沿って形式の有無のみに着目した審査は避ける。
- 5 . 「ガイドライン」の「要求事項」と「解説」、「推奨事項」と組織の状況を十分に踏まえて、前向きな取組みを促していく。

問54 . 「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」に規定された審査人の選定に関する内規として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 受審事業者が「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の「特定工場」である場合、「公害防止主任管理者(公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格を共に有す者を含む)」である審査人は選定できる。
- 2 . 受審事業者が行政機関(都道府県庁、市区町村役所・場)である場合は、地域事務局が審査人の選定に関与する。
- 3 . 産業廃棄物事業者の審査を行うには、『エコアクション21産廃処理業者向けマニュアルに関するエコアクション21審査人講習会』を受講・修了すると共に、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する『産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)「産業廃棄物の処分+収集・運搬課程」』の修了証の交付を受けていなければならない。
- 4 . 受審事業者の規模が大きい場合等で、現地審査の審査工数が3人日以上の場合は、複数の審査人で担当してもよい。
- 5 . 審査人は、受審事業者の業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験、又は5件以上のコンサルティングあるいは審査経験(エコアクション21、ISO14001等)を持ち、当該分野の業種の知識・経験を有して、適用される環境法令等を熟知していなければならない。

問55 . エコアクション21の審査における審査人の「要改善事項(コメント)」のあり方として「最も適切と考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境関連法規に一部欠落が見られました。補充して完全なものにしておくことが望まれます。
- 2 . エコアクション21に必要な文書と記録が一部ありませんでした。
- 3 . 監視・測定機器の校正が行われていませんでした。
- 4 . 環境方針の内容に問題が見られます。
- 5 . 環境目標の第三項目が抽象的なものとなっています。達成の度合いが明確に確認できるよう、生産原単位をベースに定量的に設定することを検討して下さい。

問56 . 「エコアクション21業種別マニュアル」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 策定された業種別マニュアルは、「産業廃棄物処理業者」「食品関連事業者」「建設業」「大学等(教育・研究機関)」「地方公共団体」である。
- 2 . 該当する業種は、当該の業種別マニュアルの記載内容が審査・判定の基準として適用されるが、受審事業者の取組が、業種別マニュアルに規定された内容に適合していないと判断された場合は、中間審査(やむをえない場合は更新審査)までに改善するよう指導する。
- 3 . 業種別マニュアルは、「ガイドライン」に準拠し、特に、製造業以外の業種について、「環境への負荷と取組の自己チェック」「環境経営システム要求事項への解説と推奨事項」について、運用しやすいようにそれぞれに特有の具体的項目を取り上げたものである。
- 4 . 担当事務局は、登録・中間・更新審査の申込を受け付ける際に、業種別マニュアルを適用して審査及び判定を行う旨を受審事業者へ通知し、その確認を得る。
- 5 . 環境省は、各業種別マニュアルの策定に当たり、それぞれの主務官庁(「建設業向けマニュアル」は国土交通省、「食品関連事業者向けマニュアル」は農林水産省)と協議して策定した。

問57．環境関連法規の審査に際して、審査人として「望ましくないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．法律名だけが取りまとめられ、順守すべき具体的な内容が示されていないならば、不適合とする。
- 2．審査中に、必要に応じて環境関連法規について指導・助言を行う。
- 3．受審事業者に適用が想定される環境法規制について、予め一覧表を作成しておく。
- 4．取りまとめが必須の環境関連法規は、罰則規定があるものに限定する。
- 5．届出の漏れ、忘れ、記載ミス等は、「要改善事項」として、2週間以内に改善を実施してもらう。

問58．エコアクション21の審査対象組織を構成する「従業員」の定義に「含まれないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．取引先に出向いて業務を行っているビル清掃会社の従業員。
- 2．派遣会社の派遣社員で、相手先に常駐して業務を行っている者。
- 3．販売を担当しているパート社員。
- 4．構内に常駐して、委託した業務を行っている下請け会社社員。
- 5．試用雇用期間中である社員。

問59．審査終了後の手続きに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．審査人は、審査終了後、審査結果を総括した審査コミュニケーションシート、審査報告書、環境活動レポート、審査で収集した資料一式を担当事務局へ送付する。
- 2．担当事務局は、審査人から送付された審査報告書等をチェックし、コメントを付して判定委員会に報告する。
- 3．判定委員会は、必要があれば、審査報告書、環境活動レポート等の修正等を審査人に指示する。
- 4．担当事務局は、判定委員会の判定が「A」又は「B」となった場合、その結果を判定結果一覧表にまとめ、資料一式を添付して中央事務局に報告する。
- 5．中央事務局判定委員会は、最終的な認証・登録の可否を判定し、可と判定された場合、「エコアクション21認証・登録契約書」を確認し、審査料、認証・登録料の納付を確認した後、認証・登録証を発行する。

問60 .「ガイドライン」第11項の「環境関連記録」として「必須ではないもの」を次の
選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境への負荷の自己チェックの結果。
- 2 . 教育・訓練の年度実施計画。
- 3 . 外部からの苦情等の受付結果。
- 4 . 問題点の是正処置及び予防処置の結果。
- 5 . 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果。

問61 . エコアクション21で策定する「環境方針」として「必須ではないもの」を次の
選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 全ての従業員に周知する。
- 2 . 制定日を記入する。
- 3 . 環境活動レポートにも掲載する。
- 4 . 環境への取組の基本的方向を明示する。
- 5 . 環境法令遵守の誓約をする。

問62 . エコアクション21で実施する「取組状況の確認及び問題の是正」において「必
ずしも実施しなくてもよい項目」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境目標の達成状況の確認・評価。
- 2 . 環境関連法規制等の遵守状況の確認。
- 3 . 目標の達成状況等に問題がある場合の原因の調査分析。
- 4 . 環境活動計画の実施状況の確認・評価。
- 5 . 内部監査の実施。

問63 「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」では、「書類審査の判断基準」が規定されている。この判断基準に照らして「適切ではないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規則を整理しているが、具体的内容が明確ではなかったので「C」判定とした。
2. 環境活動計画には、環境目標の達成手段、スケジュール、責任者、担当者が決められていたが、達成手段が明確ではなかったので「B」判定とした。
3. 環境上の緊急事態の想定がされ、予防策、対応策が定められていたが、訓練が未実施であったので「B」判定とした。
4. 環境活動レポートには、環境方針、環境目標、主要な環境活動計画、環境活動の取組結果及び環境関連法規への違反、訴訟等の有無が記載されていたが、環境目標の実績が記載されていなかったので「C」判定とした。
5. 実施体制の一覧表に代表者、環境管理の責任者及び各部門の責任者の氏名と責任及び権限が記載されていたが、権限の内容が明確ではなかったので「B」判定とした。

問64 エコアクション21における認証・登録範囲のあり方として「適切ではないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 小規模な事業者では、業種・業態に応じた認証・登録範囲の記述とするよう指導することが必要である。
2. ビル管理事業者が、本社のみを対象とし、受託しているビル管理を対象としないで認証を取得してもよい。
3. 認証・登録に当たっては、極力、全社、全組織、全ての活動を対象として、認証を取得することが望まれる。
4. 複数のサイト（例えば工場）の場合においては、個別の工場毎に、順次、認証を取得することは問題なく、必ずしも最初から全社を一括した認証の取得でなくてもよい。
5. 複数の組織・サイトを有する事業者の認証・登録において、環境負荷の特に小さい事業所等は、現地審査の対象から除外しても差し支えないが、書類審査等で適切な取組が行われているか確認する。

問65 . エコアクション21の発展的活用を図る制度として、「自治体イニシャティブ・プログラム」が実施されているが、この制度に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 参加事業者の登録・審査費用は、中央事務局が一部補助している。
- 2 . 域内の事業者を取りまとめる市区町村は、単一の自治体でなければならない。
- 3 . 域内の事業者を取りまとめる市区町村は、エコアクション21の認証・登録が要件となっている。
- 4 . 参加事業者に対する指導・助言に係る費用は、中央事務局が負担している。
- 5 . 参加事業者に対して指導・助言を行う審査人は、中央事務局が指名した審査人を地域事務局が派遣している。

問66 . エコアクション21における審査計画書の作成に必要な手順として「適切ではないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 担当事務局が送付する必要書類の受領。
- 2 . 受審事業者への環境経営システムに関する事前アドバイス。
- 3 . 認証・登録範囲の決定。
- 4 . 審査日程（審査工数）の決定。
- 5 . 審査費用の見積もり。

問67 . 地方公共団体におけるエコアクション21の取組の対象範囲に関する説明として「適切ではないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . エコオフィス活動のほかに、公共工事やイベント等に伴う環境負荷の削減に取り組む。
- 2 . 長期総合計画の環境分野や環境基本計画の主要な取組みについて進捗を管理する。
- 3 . 持続可能な地域づくりや住民参画の推進などに関連して、エコアクション21自治体イニシャティブなど住民、事業者支援の取組みを重視する。
- 4 . 取組の対象範囲に本庁舎（本庁部門）が含まれていることが必要で、清掃工場、下水処理場、病院等の現業部門等の施設のみが単独で認証を取得することはできない。
- 5 . 当面本庁舎を対象に認証・登録を申請するが、地球温暖化対策にかかる取組みは全ての施設、部門で実施する必要がある。

問68 . エコアクション21 審査人の審査対象の制限に「該当しないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 審査人が3年間継続して審査を行った事業者の、次の2年間の審査を担当する場合。
- 2 . 過去3年以内に、受審事業者に環境への取組及び環境経営システムの構築・運用について指導・助言等のコンサルティングを実施した場合。
- 3 . 専門として登録した分野以外の業種の事業者の審査を行うに先立って、当該分野の専門家の指導・助言等を受けている場合。
- 4 . 審査人及びその配偶者が、受審事業者の債権者又は債務者である場合。
- 5 . 審査人が過去に受審事業者の職員や役員であった場合。

問69 . 複数の部門がある受審事業者の審査において、部門での取組状況を確認する際に「適切でないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 部門の責任者のみならず現場の担当者にも必ずインタビューする。
- 2 . 現場の担当者には、出来るだけリラックスした気分でインタビューに応じられるように質問を工夫する。
- 3 . 現場で不適合の事実が発見された場合、担当者にその原因を必ず答えさせ、記録する。
- 4 . 審査に当たっては、まず現場の担当者に作業内容の説明を求める。
- 5 . 担当者が答えに窮する場合、質問内容を言い直す、要求事項の言葉を別の言葉に置き換えるなど、スムーズに答えられるように導く。

問70 . エコアクション21 において認証・登録が可能と判断する基本的な要件として「適切でないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 事業活動の全体を踏まえて、取組の対象組織と範囲が決定されている。
- 2 . 環境方針は、環境への負荷の自己チェックの結果を踏まえて、事業活動に見合っている。
- 3 . 環境方針に記載された項目に該当する環境目標があり、環境活動計画が策定されている。
- 4 . 法的その他の要求事項の一覧表が整備され、遵守状況の評価結果が環境活動レポートに記載されている。
- 5 . エコアクション21 の取組を確実に実施するための基本文書(環境経営マニュアル等)が策定されている。

2 論述式問題（2問・各15点 合計30点）

以下の2問について、それぞれ400字以内で論述してください。

問71 .「環境への取組の自己チェックリスト」を構成する3項目について、それぞれ関連する3つ以上の事例を挙げて、その内容及び効果を説明せよ。

問72 .以下の業種のうちから一つを選び、選択した業種における「二酸化炭素排出量」、「廃棄物排出量」及び「総排水量」の直接的・間接的削減方策と、遵守すべき主な環境関連法規の名称及び内容について具体的に述べよ（選択した業種を で囲むこと）。

（ 印刷業 自動車整備業 食品製造業 工業大学 古紙回収業）

以上